

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、

「契約・収納業務の委託法人が訪問時に暴力行為や犯罪等を行わないようにするための措置や対応などが分かる資料一切」に係る文書開示の求めがあった。

この求めに対してNHKは、委託先法人事業者（以下、「法人事業者」という）への業務説明会において訪問時の対応上の注意点を説明する資料と、放送受信料の契約・収納業務について法人事業者と締結する業務委託契約書のひな形の2点の文書を特定したが、いずれの文書も、放送受信料の契約・収納業務における法人事業者との委託契約や運用の手法に関する具体的な内容が記された文書であり、開示することにより、NHKの権利利益、地位もしくは事業活動に支障を及ぼすおそれがあるため、NHK情報公開規程（以下、「規程」）第8条1項1号に該当するため、また、NHKと法人事業者との間で秘密保持義務を負う文書であることから、規程第8条1項6号前段に該当するため、開示することができないとした。

これに対して、視聴者より、「契約、収納業務委託法人の訪問員が過去に行なった問題行為は委託元のNHKにもその責があり、どのように対処したのかを視聴者へ説明する義務がある。また、問題行為を行わないようにNHKが何らかの措置を講じたり対応したりすることは当然のことであり、視聴者が知るべきことである。事業活動に支障を及ぼすとは考え難く、NHK情報公開・個人情報保護審議委員会の見解を問いたい」として、再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

求めの文書は、NHKの契約・収納業務における法人事業者との委託契約および運用の手法に関する情報であって、開示することにより、契約・収納業務における法人事業者との委託契約や運用の業務に支障を及ぼすおそれがあり、規程第8条1項1号に該当するため、また、NHKの契約・収納業務における契約に関する情報であって、NHKと法人事業者との間で秘密保持義務を負う文書であることから、規程第8条1項6号前段に該当するため、開示することができない。求めにあった法人事業者への対応等の内容については、補足情報を別途提供することとする。

3 審議委員会の判断

当審議委員会で関係部局から説明を聴取し、資料を見分したところ、開示の求めに係る文書には、NHKの契約・収納業務における法人事業者との委託契約および運用の手法に関する情報があり、開示することにより契約・収納業務における法人事業者との委託契約や運用の業務に支障を及ぼすおそれがあり、規程第8条1項1号に該当するほか、NHKの契約・収納業務における契約に関する情報であって、NHKと法人事業者との間で秘密保持義務を負うものであることから、規程第8条1項6号前段に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

2021年11月29日（第310回審議委員会）

第852号 諮問、審議

12月13日（第311回審議委員会）

審議、答申